

インフルエンザA型

5歳児月組 3名 (11月10日 14時時点)

5歳児月組で週末に発熱した3名が受診され、インフルエンザA型であったとご連絡いただきました。

(1名は土曜日にメール配信済です)

お家で変わった様子があれば園にもお知らせいただけるようお願いします。また、ご家族が罹患された場合もお知らせください。

未就学児は発症後5日経過かつ解熱後3日を経過した後、体調が良くなつていれば出席可能です。その際の日数の数え方ですが、厚労省のガイドラインをお知らせいたします。これに基づきお子さんの様子も合わせて再登園をご検討ください。

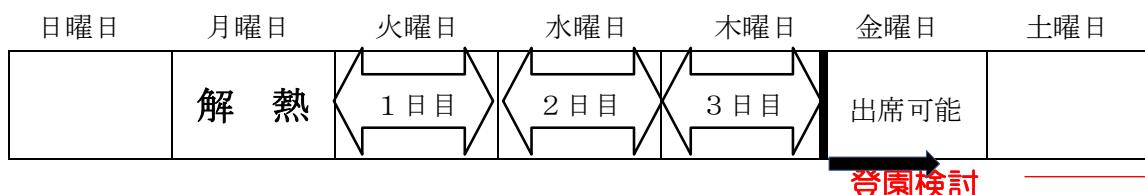
※インフルエンザ明けで再登園される際は登園届が必要ですのでご用意ください。

※出席日数停止の日数の数え方について

日数の数え方は、その現象が見られた日は算定せず、その翌日を第1日とします。

「解熱した後3日を経過するまで」の場合、例えば、解熱を確認した日が月曜日であった場合には、その日は日数には数えず、火曜（1日）、水曜（2日）、木曜（3日）の3日間を休み、金曜から登園許可ということになります（図）。

図 「出席停止期間：解熱した後3日を経過するまで」の考え方



また、インフルエンザにおいて「発症した後5日」の場合の「発症」とは、「発熱」の症状が現れたことを指します。日数を数える際は、発症した日（発熱が始まった日）は含まず、翌日を第1日と数えます。

